

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	平成30年2月2日 午前8時53分から 午前11時20分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 西島障害福祉課長、田村同課主幹、中川同課障害給付係長</p> <p>（担当課2） 目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長、望月同課主幹兼課長補佐、百瀬同課高齢者支援係主査</p> <p>（担当課3） 神頭健康づくり部参事兼保険年金課長、池田同課専門員兼保健事業係長</p> <p>（担当課4） 長島みどり公園課長、高橋同課専門員兼みどり公園係長（事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、松尾同課政策企画係主査、同課政策企画係村岡主事</p>
会 議 内 容	<p>1 第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画（案）</p> <p>2 第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）</p> <p>3 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）</p> <p>4 朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）</p>
会 議 資 料	<p>・【資料1】第5次朝霞市障害者プラン 第5期朝霞市障害福祉計画（概要版）（案） 第5次朝霞市障害者プラン 第5期朝霞市障害福祉計画（案）</p> <p>・【資料2】第7期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（概要版）（案）</p>

	<p>第7期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)</p> <p>・【資料3】第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) (案)の概要</p> <p>第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) (案)</p> <p>・【資料4】朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(案)</p>		
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="454 674 933 772"> 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 </td> <td data-bbox="933 674 1380 772"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
<p>会議録の確認方法</p> <p>出席者の確認及び事務局の決裁</p>			
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>			

【議題】

1 第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画（案）

【説明】

（担当課1：西島障害福祉課長）

内容の説明の前に、事前に配布させていただいた、資料1の概要版について、文字量も多く、要点となるポイントも定まっておらず、市民に対しても非常に読みづらいリーフレットとなる懸念があることから、皆さんへの配布後、全面的に修正した。実際の印刷の際には、イラスト挿入やデザインの体裁など、さらに読みやすい工夫を考えている。

また、本編におきましても修正を必要とする箇所がいくつか見つかかり、本日、正誤表を併せて配布させていただいた。

それでは説明に移る。この障害者プラン・障害福祉計画については、2種類の計画書となっており、現行の第4次朝霞市障害者プランが、平成24年度からの5か年計画であり、1年間延長して今年度末で終了となり、また第4期朝霞市障害福祉計画が平成27年度からの3か年計画の最終年度となることから、国の基本方針等を踏まえ、朝霞市障害者プラン推進委員会においてご審議いただき、案として調製した。

策定の過程においては、障害や難病のある当事者へのアンケート、市内の事業者や障害のある方を支援する団体、その他にも障害のある児童の保護者に対するアンケートやヒアリング、朝霞市自立支援協議会における会議の中での意見聴取を実施し、素案としてまとめ、先日パブリック・コメントが終了したところである。

この2つのプラン・計画の趣旨及び期間については、まず、概要版の1ページ目となっているが、障害者プランについては、障害者基本法に基づき、障害者の状況を踏まえ、障害者のための施策に関する中長期に及ぶ基本的な計画として、平成35年度までの6年間の計画となり、また、5ページ目となるが、障害福祉計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して障害福祉サービス並びに障害児通所支援や相談支援などの提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する3年間の実施計画的な位置づけとして定めている。

障害者プランの基本理念については、概要版2ページ、『子どもから大人まで 障害のある人もない人も 互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現』とした。これまで第3次・第4次とも、『共にいきる社会をめざして』という表現を使用していたが、『めざして』から次のステップに移行すべきという、推進委員会からの提言を受けて、『共にいきる社会の実現』という表現となった。

概要版の3ページと4ページは、第5次朝霞市障害者プランの中身となっており、1つ目の基本目標は、「共生社会の実現を目指す」であり、これは、障害に対する誤解や偏見等、社会的障壁を取り除くため、あらゆる機会や情報発信を通じて啓発活動を推進していくために、相互理解の促進、差別解消の推進、権利擁護の取り組みの充実を記載

している。

次に、基本目標2として、「地域生活を充実し、社会参加を支援する」だが、国の指針においても、障害のある方が、障害者支援施設など又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、各種サービスの充実に努めるとともに、スポーツ、芸術・文化活動へ参加できる機会の拡充や情報提供など、社会参加を促進する方針の記載となっている。

基本目標3では、「就労を支援する」として、障害のある方の雇用を促進するため、障害者就労支援センター事業など既存の施策の充実に努めるとともに、民間事業者への働きかけなど、安定した雇用の促進についての記載となっている。

基本目標4としては、「共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する」として、障害のある方の精神的及び身体的な能力などを最大限に伸ばす療育・教育を推進するとともに、市民へのノーマライゼーション理念の普及を図り、障害及び障害のある方についての市民の理解を深めることについての記載となっている。

基本目標5として、「安心・安全な暮らしをつくる」として、生活環境のバリアフリーやユニバーサルデザインの推進、また、医療機関との連携を強化することによる保健・医療の充実、障害のある方に対する災害や犯罪を予防する基盤づくりの推進についての記載となっている。

概要版5ページ目以降は、第5期朝霞市障害福祉計画となっており、障害児福祉サービスを含む障害福祉サービス等の適切な提供を推進するために、障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス等の見込み量とその確保のための取組に関する記載となっている。6ページ目が今回の計画期間の終了年度である平成32年度に向けての目標設定を記載している。

また、8ページ目においては、特に今回の計画より国の示した基本指針により設定することとなった項目について、項目の脇に※印で、平成30年度より新設と表記している。

2 日中活動系サービスの(7)就労定着支援、(10)自立生活援助などといった項目が、今回新たに加わった項目となっている。

なお、本編105ページ以降には、実績・計画として、直近3年間の実績と今後の見込量を記載しているが、105ページの一番下の注意書きに記載があり、数値は確定したものではない旨説明がある。

これについては、現在、県を通じて国の指針に基づく数値の算定式が示されたところであり、それに合わせた見込量を算定する必要がある。県への報告と整合をとった上で、庁議には確定した数値を報告させていただく。

最後に、この両計画の策定体制及び経過となるが、こちらは本編の155ページ以降となる。本市には既存の朝霞市障害者プラン推進委員会があり、これまでの計画の進捗管理についてご審議いただいたが、それと並行して、今年度は6回の委員会を開催し、新たなプラン及び計画についてもご審議いただき、素案として仕上げさせていただいた。

本編158ページ、その間には、障害や難病のある当事者を無作為抽出により130

0人を対象にアンケートを実施し、44.2パーセントの回収率となっている。また、市内の事業者42事業者や障害のある方を支援する団体10団体、その他にも障害のある児童の保護者286人に対するアンケートやヒアリングも実施している。

パブリック・コメントについては、12月11日から1月11日まで、職員コメントについては12月11日から12月25日までの間実施し、パブリック・コメントには5名及び2団体1事業所から合計で41件のご意見を、職員コメントには、2名から4件のご意見を頂戴した。

163ページ以降には用語解説を掲載する予定であり、庁議には用語解説を加えた形で提出させていただく。

【意見等】

(佐藤水道部長)

障害者プランと障害福祉計画は、それぞれ法律が違い、それに基づいて策定したということだが、これら二つの関係性はどうなっているのか。

(担当課1：西島障害福祉課長)

障害者プランについては、朝霞市の障害者の人数がどのように推移しているのか等が述べられている。朝霞市の現状を踏まえて、また、アンケートによりどのようなニーズがあるのか、6年後にこのような施策を展開しているという基本理念を示している。

計画については、国が示した指針と当市の実情、数値目標、基本目標を掲げたものである。

(担当課1：田村障害福祉課主幹)

プランは、基本理念に基づいた施策体系、計画は実施事業の計画と考えていただきたい。

(佐藤水道部長)

障害者プランと障害福祉計画は「者」の字が食い違っているが、間違いではないのか。

(担当課1：西島障害福祉課長)

障害者プランは、法律に「市町村障害者計画」という言葉が使われているため、当市では障害者プランとしている。一方、障害福祉計画については障害者総合支援法に「障害福祉計画を定める」という文言が使われているため、障害福祉計画としている。

(佐藤水道部長)

5ページ、8ページに、障害者福祉計画と「者」が入っている。

(担当課1：西島障害福祉課長)

誤植なので修正する。

(澤田都市建設部長)

障害者基本法に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉計画があるとのことだが、障害者基本法と他の二つの法律で計画を連携させるべきという国からの指示はあるのか。一つの計画として一冊にまとめるメリットはあるのか。

(担当課1：田村障害福祉課主幹)

今回の障害福祉計画は、就労したい人が1年後も就労し続けられるような定着支援を事業として打ち出しているが、プランでも就労支援を強化した内容になっている。障害福祉計画と障害者プランは関連した位置づけで提出している。

(三田福祉部長)

総合計画と実施計画の関係と同じようなものである。プランは6年間で見直し、計画は具体的な部分なので3年間ごとに見直しを行う。国からの通知は特にはないが、併せて見直しを行う。

(澤田都市建設部長)

159ページを見ると、パブリック・コメント43件、職員コメント4件と、多くの意見が出されているが、主な意見はどういうものだったか。

また、コメントが計画に反映された箇所はあるのか。

(担当課1：西島障害福祉課長)

職員コメントでは文言の修正について意見があった。パブリック・コメントでは親亡き後の障害を持った子どもに配慮して施策を展開してほしいといった意見が多数あった。採択した意見は、若年性認知症等については各課と連携を強化するように記載した。

(澤田都市建設部長)

概要版の方が市民の目に触れる機会が多いと思うので、障害者プランと障害福祉計画をまとめたメリットを感じさせるように、見せ方を工夫すべき。

(塩野監査委員事務局長)

今回に限ったことではないが、表紙に平成35年、西暦2023年となっているが、平成の年号は来年で終わり、新しい年号になる。平成35年という表記のままでいいのか。

(神田市長公室長)

他の計画では西暦が付記されていないものがあり、できるだけ元号と西暦が併記されていた方がいいと思っている。

(澤田都市建設部長)

元号と西暦が併記されていれば、読み手が理解できる。

(神田市長公室長)

分かりやすくということを前提にすれば、元号と西暦の併記が望ましいのでは。表示の場所や説明の度合いによっては、どちらか一方になることも起こるだろう。庁内で一斉に統一するのは難しいと思うので、徐々に統一したいと考えている。

(重岡危機管理監)

概要版5ページの計画の主なポイントを見やすくした方がいいのではないかな。

(担当課1：西島障害福祉課長)

検討する。

(重岡危機管理監)

見直しが3年ごとである理由は何かな。

(担当課1：西島障害福祉課長)

国の指針により、障害福祉計画は3年とされている。

(三田福祉部長)

以前はプランは5年で見直していたが、同時期に見直すことでコストを削減できるので、計画は3年、プランは6年で見直すこととした。

(小野里会計管理者)

本編の16ページに朝霞市の障害がある方の現状と調査区分が記載されている。21ページには4種類の調査を実施したと記載があるが、23ページからの長文を読まないと調査内容が明らかにならない。さらに49ページまで読み進めるとアンケート結果が反映された文章が記述されている。とても不親切で読みにくい。

(三田福祉部長)

主なアンケート内容をまとめたページを入れれば見やすくなると思うので、検討する。

(澤田都市建設部長)

23ページ以降に調査結果が記載されているが、調査結果を踏まえて以降にどうつながっているかがわからない。

(三田福祉部長)

最初の方は、アンケートの概要をまとめたもので、アンケートから導かれたそれぞれの課題については47ページに傾向と課題という形で盛り込んである。アンケートの結果は別刷りで作ってある。

(神田市長公室長)

見える傾向、課題の枠の中に調査とヒアリングの結果、関連するテーマを書き出しており、大きな傾向としてまとめたものと理解する。

(嶋学校教育部長)

本編48ページの上部が切れている。

(担当課1：西島障害福祉課長)

修正する。

【結果】

体裁を整え、不足している用語解説を付記、元号表記については元号と西暦を併記を原則とし、整理を行う。計画内容は原案のとおりとし、庁議に諮る。

【議題】

2 第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

【説明】

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

第7期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について、概要版を使い、計画本編の目次の構成順に、説明する。

はじめに、本編では第1章、概要版では1ページ及び2ページの「計画の策定」について、この計画は、高齢社会における諸課題に対応するため、介護保険制度が導入された平成12年度から始まり、3年に1度、介護保険事業計画を見直し、同期間の介護保険料を定める計画として策定するものである。本計画は、平成30年度から平成32年度までの第7期計画期間の介護保険サービスなどの見込み量を計画し、介護保険料の算定を含んでいる計画である。

2ページの「計画の策定体制」について、アンケート調査や、地域ケア会議等から把握された現状・課題を踏まえ、「朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」をこれまで7回開催し、内容の審議を重ね、12月25日から1月23日までパブリック・コメントを行い、市民及び関係者の意見を反映している。なお、パブリック・コメントは、1団体2件の意見があった。策定の経緯の詳細は、概要版15ページを御参照いただきたい。

次に、本編では第2章「高齢者の現状及び介護保険サービスの利用状況」、概要版では3ページの「高齢者及び要介護認定者人口の推計」について、計画策定の前提となる65歳以上の高齢者人口は、年々増加が見込まれ、中でも75歳以上の高齢者の増加が続いていくと推計されている。75歳以上の高齢の方が増加するため、中ほどのグラフのとおり、本市の要介護の認定者についても、増加することが見込まれている。

次に、本編第3章「第7期計画策定に向けた基本的な方向」について、概要版5ページを御覧いただきたい。将来人口推計などを踏まえ、高齢者の生活状況、在宅介護の実態、生活支援ニーズなどを把握し、計画策定の基礎とするため、5ページに掲載した対象者ごとに5種類のアンケート調査を実施した。これに加え、地域ケア会議等、様々な機会を捉え、高齢者の実態を把握し、生活課題等について検討した結果を、5ページ下段に記載してある(1)から(8)までの8項目に整理している。

また、4ページに戻り、「第7期計画策定に向けた基本的な方向」として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布され、高齢者の「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「医療・介護の連携の推進等」、「地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」が掲げられ、平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることとされた。

続いて、本編では第4章となるが、概要版では6ページの「計画の基本方針」について、これらの改正法の内容・アンケート調査結果・地域課題等を踏まえ、第6期の計画で掲げていた、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えた地域包括ケアシステム構築の推進については、その深化を目指すため、第6期計画の基本理念の「みんなで支え合う、地域の互助」の理念を踏襲し、第7期計画では、「みんなで支え合い いつまでも 笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」と、生きがいがあることを理念に追加している。

そして、基本目標として、「すべての高齢者が生きがいを持つことができるまち」、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまち」とし、地域共生社会の促進と地域包括ケアシステムの深化を目指すこととした。

7ページの「施策目標」では、基本目標の「生きがい」「安心した生活」に向かい、4つの目標を掲げている。

施策目標Ⅰは、「生きがいづくり・健康づくりの推進」である。高齢者の様々な機会を通じた地域社会へ参加する活動の促進から、元気な高齢者が増えていくまちを目指したいと考えている。

施策目標Ⅱは、「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の促進」である。介護が必要な状態となっても、安心して暮らせるために、介護予防・自立支援に向けた取組の推進、適正な介護サービス提供の維持・確保や、地域包括支援センターをはじめ、在宅医療と介護などの関係機関等の連携強化と高齢者福祉サービス、認知症施策、権利擁護支援、高齢者虐待防止等の施策の充実を図り、地域包括ケアシステム構築を目指していく。

施策目標Ⅲは、「高齢者世帯への支援体制の推進」である。ひとり暮らしの方など、高齢者のみ世帯の方が増加する中、高齢者の孤立化に伴うペット飼育にまつわる問題

や、ごみ当番などの問題というような、高齢者の生活に密着した課題への対応や、災害などの緊急時の支援体制も含めた、地域ぐるみで高齢者を支え合うネットワークづくりなど、すべての高齢者が地域とつながっているまちを目指したいと考えている。

施策目標Ⅳは、「介護者の負担軽減に資する支援の促進」である。在宅介護における介護者の負担は大きく、介護離職につながるケースなども考えられているため、家族介護者自身への支援の充実など、介護に伴う離職者がいないまちを目指したいと考えている。

概要版では9ページ及び10ページ、本編では第5章の第7期計画における「施策の具体的な展開」については、施策の体系として、施策目標の実現に向けた14の基本施策を柱とし、主な取組事業を位置付けている。なお、第6期計画からの変更点は、見直し、拡充、新規という形で表記している。10ページの「介護サービス基盤の整備」については、第7期計画期間で、特別養護老人ホームの増床や新たに地域密着型の療養通所介護サービスなどの設置を進める予定としている。

概要版8ページに戻り、これらの目標に向かって目指す姿の評価指数としては、要介護の認定を受けていない高齢者の割合が増加していくことと、将来の生活での心配や不安がない方の割合が増加していくことを目指すこととした。

最後に、概要版では12ページ、本編では第6章以降となるが、第7期計画期間における介護保険事業の総見込み額を示している。「1. 標準給付費（見込み）」では、介護の各種サービスの、第7期計画3年間の総給付見込み額を試算している。「2. 地域支援事業費（見込み）」は、介護予防・日常生活支援総合事業費や、地域包括ケア推進の各種事業や地域包括支援センターなどの包括的支援事業費と、権利擁護事業などの任意事業費などの、3年間の費用である。この標準給付費と地域支援事業費の合計額が、第7期計画期間の介護保険事業費の総見込み額となる。

この総見込み額を元に、13ページに記載した介護保険事業費の財源構成のとおり、第7期計画期間における65歳以上の第1号被保険者の方の負担分について算定し、14ページのとおり、保険料率を13段階に定め、基準となる保険料を算定している。第7期計画期間の保険料の月額基準額は、第6期計画期間の4,650円から300円上がり、4,950円と算定している。増額の主な要因としては、第1号の被保険者の方の負担割合が22%から23%に引き上げられたことのほか、消費税増税に伴う処遇改善や地域区分の変更などに伴う報酬改定の影響などによる。

【意見等】

(佐藤水道部長)

14ページの介護保険料が300円上がるということだが、「低所得者の負担軽減を中心とする」と表記がある。第1段階から第4段階の低所得者の保険料は下がっているのか。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

第1段階から第4段階の保険料率は据え置きだが、基準額は300円上がっているの

で、結果として保険料は上がる。ただし、国の制度で消費税が上がると第1段階から第3段階の方には軽減措置が予定されている。

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

誤解を与えないよう、修正を検討する。

(佐藤水道部長)

概要版の11ページ、日常生活圏域について、以前から中学校区に従い区域を設定していたが、第1圏域と第4圏域は高齢者人口が5,500人を超えている。特に第1圏域はこのままの圏域で大丈夫なのか。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

条例の中で、6,000人が圏域の基準とされている。6,000人を上回った第1圏域については、地域包括支援センターの職員を増員して対応しているので、今後3年間は現状の圏域で対応したい。将来的には圏域を見直す必要があると考えている。

(澤田都市建設部長)

高齢者が地域包括支援センターにアクセスしやすいのか疑問がある。将来、圏域を見直す際に移動のしやすさも考慮し、圏域の分け方を考えるべきではないか。

概要版12ページの表に単位が入っていない。

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

表を修正する。

(澤田都市建設部長)

基本理念に「生きがいを持って暮らしつづけるまち」とあるが、長寿はつらつ課では「生きがいを持って」とはどのような状況をイメージしているのか。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

以前行ったアンケート調査で、生きがいを持って生活すると健康や幸せにつながるという結果が出ている。

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

アンケート結果では、高齢者の3人に2人は生きがいを感じて生活している。生きがいの内容としては、趣味、孫の世話という回答が多かった。それを踏まえて、地域貢献できる何らかの活動への参加を推進したいと考えている。

(木村議会事務局長)

概要版8ページに「目指す姿の評価」とあるが、評価とは何に対しての評価なのか。

また、「(参考) 第1号被保険者の認定者数・認定率の推移」という表があるが、将来的に評価・点検をするのであれば、比較できる基準なり現在のところの見込みなりを掲載する方が良いのではないか。

概要版3ページの下グラフにはいつ現在の資料か記載があるが、残りのグラフには記載がない。

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

概要版8ページの「(参考) 第1号被保険者の認定者数・認定率の推移」については、本編16ページに推計(見込み)のデータの掲載があるため、それを基として目標が分かるような表への差替えを検討する。

概要版3ページは修正を行う。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

概要版8ページの評価については検討する。

(重岡危機管理監)

概要版12ページにあるように、給付費は毎年上がっている。経費を抑えることについて、市として何か決めているのか。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

現状に則した健康志向の施策を展開し、国の制度を活用しながら削減に努めていく。また、自己負担割合の変更や国からの交付金の増額が予定されている。

(澤田都市建設部長)

本編101ページからの表について、介護サービスの利用見込みはどのように算出したのか。

(担当課2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

国の「見える化」システムを利用した。このシステムは、過去の実績から算出している。

(三田福祉部長)

本編101ページから106ページの表について、「0」の表記については事業はあるが利用者はいない、斜線については事業を行っていないという判断でよろしいか。

(担当課2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

御見込みのとおりである。事業が移行している場合もある。

(澤田都市建設部長)

移行した箇所については記載が必要ではないか。

(担当課 2：望月長寿はつらつ課主幹兼課長補佐)

検討する。

(神田市長公室長)

概要版 9 ページ及び 10 ページについて、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の住み分け、意味を記載すべきではないか。

(担当課 2：目崎健康づくり部次長兼長寿はつらつ課長)

2つの計画を整理することも検討したが、目標の実現に向けては、両計画に位置づく施策によって一体的に展開しており、高齢者の一般施策と介護保険の事業の住み分けは難しかったため、星印で表記している。

【結果】

表記の補足、表の修正、元号表記については元号と西暦を併記を原則とし、整理を行う。計画内容は原案のとおりとし、庁議に諮る。

【議題】

3 第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について

【説明】

(担当課 3：池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画について説明する。

事前に配布した資料は、第2期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）案及び概要についてまとめた資料である。なお、今回の資料は白黒で印刷しているため、グラフなど多少読み取りづらい部分があるが、実際の計画書はカラー2色刷りとなるので、御了承いただきたい。

計画（案）の策定経過について説明する。概要資料の裏面「5 策定の経過」を御覧いただきたい。今回は、策定にあたり8月にアンケート調査を行った。これは平成24年の第2期特定健診等実施計画策定の際に行って以来となる。今回は調査対象を特定健診の3年連続受診者、不定期受診者、3年間未受診者をそれぞれ3,000人抽出し送付した。集計結果は、計画書（案）の資料編71ページに記載している。

また、昨年11月16日に部内会議の1回目を開催し、その後12月8日から1月10日までパブリック・コメントを募集したが、意見は0件であった。12月21日には朝霞市国民健康保険運営協議会にて説明を行い、協議会委員の方々から意見をいただき修正を加えた。そして、今年の1月24日に部内会議の2回目を開催し、最終案をとり

まとめた。

計画の内容について説明する。まず、概要資料の表面を御覧いただきたい。本計画策定に至る背景であるが、レセプトの電子化や国保データベースシステムが整備されてきたことから、平成25年6月「日本再興戦略」において「すべての健康保険組合に対し、加入者の健康保持増進のためにデータヘルス計画の作成、事業実施、評価等の取組みを求め、市町村国保が同様の取組みを行うことを推進する」とされたことを受け、平成28年度に第1期計画を策定した。その時点で、第2期計画のスタートが平成30年度とされていたため、2か年の計画としたことにより、今回第2期計画を策定することとした。

今回の計画で、これまでと大きく異なる点は、第3期の特定健診等実施計画と一体的な計画となることである。概要資料の2番、計画の位置付けに記載したとおり、本計画は国民健康保険法に基づく国からの指針により策定するものであるが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、策定及び推進している特定健診等実施計画が保健事業の中核をなす特定健診や保健指導の実施方法を定めるものであるため、計画期間が一致する場合は一体的に策定することを可能とする旨の通知を受け、本市においては、第2期の保健事業実施計画と第3期の特定健診等実施計画の期間を揃えた上で一体的な計画として策定することとした。また、国からは一体的に作成する場合の注意点として、「特定健診等実施計画が単体で公表できるよう、例えば章を分けるなど構成を工夫する」とあったため、本計画では、第2章を特定健診等実施計画としている。

次に、計画の期間は6年としている。これは、概要資料の「3. 計画の期間」の中段に記載したとおり、持続可能な医療保険制度を構築するために、法改正がなされ、国及び都道府県の医療費適正化計画、並びに特定健診等実施計画の計画期間が見直されたことによる。このことから、特定健診等実施計画を6年としたため、一体的に策定するこの保健事業実施計画も6年としている。

続いて、内容について、この計画を指す名称として保健事業実施計画のほかに、データヘルス計画と呼ばれている。これは、レセプトや健診データを分析し、地域の実情に合った保健事業を実施し、評価していくという考え方から生まれたものである。

それでは、本市の健康にまつわる現状について簡単に紹介する。まず、本編の13ページを御覧いただきたい。特定健康診査の受診率は、制度開始の平成20年度以降微増で推移していたが、平成25年度に一度減少した。それ以降は増加しており、平成27年度の43%が最高値となっている。どの年度も目標受診率には達していないが、県内平均は上回っている。最新の平成28年度は41.8%と前年度を下回ったが、依然として県内40市中14位と高い水準を維持している。

また、健診結果からメタボリックシンドロームの対象者を抽出して実施している特定保健指導では、参加した人は参加しなかった人よりも翌年度の健診データが改善されているというデータが確認できている。

次に計画書本編の44ページを御覧いただきたい。レセプトデータから本市の医療費を見ると、平成28年度は人工透析等の治療を要する腎臓病が県内平均よりも高い状況であった。この状況は数年来続いている。

続いて、55ページを御覧いただきたい。ここには、健診データ、レセプトデータ等から分析した本市における課題を記載している。表の左側には健康課題を記載し、項目ごとに、それらに対する平成30年度から35年度までの目標を設定している。

本市における健康課題を6点挙げている。これらの課題は2年前の第1期計画策定時と大きな変化は見られていない。また、56ページ以降は、目標に対する具体的な保健事業の内容と評価について記載している。

(澤田都市建設部長)

第3期朝霞市特定健康診査等実施計画が第2章に掲載され、そこで具体的な目標等が設定された後に、もう一度第3章では現状の分析に戻って、データヘルス計画の目標設定に移るといった構成になっている。このような構成は他の自治体でも一般的か。

(担当課3：池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

各自治体に裁量があり、別の冊子でまとめるものもあれば、本市のように章に分けるところもあり、様々である。朝霞市の場合は、国のQ&Aに基づいて、章を1つ設け、第3期朝霞市特定健康診査等実施計画として完結させるようにした。

(澤田都市建設部長)

章として完結していることが求められるので、第2章に第3期朝霞市特定健康診査等実施計画を入れることにした、ということで理解した。

(神田市長公室長)

56ページから各施策について事業内容や成果指標等が詳細に記述されているが、57ページの②こくほの総合健康診査（法定）、③人間ドック、④受診勧奨通知の送付について、現状・評価指標及び目標値が全て「①特定健康診査のとおり」書かれてあり、該当ページを確認しないと内容が分からないのは不親切である。

評価指標をアウトプットとアウトカムに分けているが、アウトカムについて数値で目標を設定できないか。

57ページ⑤「健診情報提供事業」の実施方法「謝礼：クオカード500円分」は削除願いたい。

(担当課3：池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

57ページ②こくほの総合健康診査（法定）と③人間ドックは、特定健康診査に準ずる健康診査であり、事業名や方法が違うことから①特定健康診査とは別に項目を立てているが、いずれも健康診査に係るものであることから、現状・評価指標及び目標値には共通して「①特定健康診査のとおり」と記述した。こちらについては標記を改善したい。

④受診勧奨通知の送付は、特定健康診査を受診していない人への受診勧奨の通知を行うものであり、評価指標のアウトプットとして、通知回数や通知率等を記載できる余地があるため、再検討し、アウトプットとアウトカムが明らかになるようにしたい。

本計画は平成28年度から開始した計画であるが、事業を行ってその成果が現れるまでには3年、5年、10年という長い期間が求められる。評価指標の内、アウトプットについてはすぐに評価できる一方で、アウトカムについては平成28年度に実施した事業を平成29年度にすぐに評価するのは難しく、数年後に評価できるようになる性質を持つ。また、アウトカムを測るための基になるデータベースがまだ存在していないこともある。5年後、10年後という、次の計画を策定する頃になれば、データが集まり、本計画のアウトカムを数値で評価できるようになると考えている。

(担当課3：神頭健康づくり部参事兼保険年金課長)

クオカードについては、平成28年度の実績で挙げたものである。今後も継続して実施できるものか定かではないため、削除したい。

(小野里会計管理者)

55ページの6点目の健康課題「生活習慣のうち食習慣、飲酒、喫煙に課題のある者が多い」に対する成果目標「特定健康診査質問票の生活習慣に関する項目が県内市町村の平均以下に改善される」について、男性の喫煙者を25.2%から25.4%に上げたい、という目標ではないと思うが、真意を読み取るのが難しい。表記を見直してほしい。

(担当課3：池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

左側の数字が朝霞市の現状値で、右側の指標が県内市町村の平均である。これが分かるように表記を見直す。朝霞市の現状が県内市町村の平均以下となるよう改善する、という意味であるが、男性の喫煙者については、県内市町村の平均25.4%が既に朝霞市の現状25.2%よりも高かったことから、その右側に括弧書きで追記してあるが、国の25.0%以下を目指すことを目標とした。これらが読み取れるよう記述を見直したい。

(木村議会事務局長)

43ページ「6 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し」の(3)、見出しに「評価方法」とあるが、その文面からは、「見直し」の方が適当ではないか。

(担当課3：池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

特定健康診査等実施計画に合わせて見出しを「評価方法」としたが、見出しを「見直し」に変えるよう検討したい。

(三田福祉部長)

64ページの2関係部署との連携では、保険年金課、健康づくり課、長寿はつらつ課の3課が挙がっているが、障害福祉課を入れなくて良いのか。外さなくてはならない理由があれば教えてほしい。

(担当課 3 : 池田保険年金課専門員兼保健事業係長)

本件について、これまで障害福祉課と事業を行ったり、情報を提供し合う機会があまりなかったため、今回は記載していない。

(担当課 3 : 神頭健康づくり部参事兼保険年金課長)

本計画を策定するにあたって部内会議を開催している。部内会議に出席のある関係課を挙げ、それ以外は記載していなかった。

(神田市長公室長)

本計画の施策を展開する上で、保険年金課、健康づくり課、長寿はつらつ課の3課だけで十分かどうかで、障害福祉課を挙げる必要性について考えたい。

(内田健康づくり部長)

本計画の施策の中に障害関連で特化したものが含まれていない。

(三田福祉部長)

そうすると、障害福祉課を挙げることによって、逆に何故、障害関連に特化した施策が無いのか、という議論になる。

(神田市長公室長)

市で策定する計画は、都市計画であっても、教育の計画であっても、全部の課に関ってくるものである。関係課で連携し、全庁で施策に取り組んでいる。課名を挙げて断定する必要があるのかどうかを再検討してほしい。無ければ、「関係課」と書くか、課所名は削除して「庁内」とすれば良い。

(澤田都市建設部長)

30、31ページ、図2-20体重の変化については、グラフ内右上には有意水準5%のt検定を行っていることが記述されている。一方で、グラフ内には「***」と* (アスタリスク) が2つではなく3つある。「***」は一般的には有意水準1%のt検定を意味する。5%と1%のどちらが正しいか、表記を見直し正確なグラフを記載してほしい。

いずれにしても、統計的な処理に長けている人以外、読み取るのが難しいグラフである。市民が読むことを考えると、巻末の資料に移動させても良いのではないか。

(内田健康づくり部長)

本計画は医療関係者等も対象としており、専門的な記述も求められるため必要と考えている。

(神田市長公室長)

t 検定についての用語解説が無い。説明を加えた方が良いのではないか。

(澤田都市建設部長)

t 検定は2つの集団に統計的に有意な差があるかないか調べるものである。

(三田福祉部長)

今後は国保が広域になる。国保については広域で取り組みながら、保健事業については市ごとに取り組む、ということで良いのか確認したい。

(神田市長公室長)

これに関連して、広域化についてはどこかに記述されているのか。

(担当課3：神頭健康づくり部参事兼保険年金課長)

現計画案では説明していない。

制度改正となり、財政部分は県に移管となるが、それ以外の事務については、市が継続して行うことになる。

(神田市長公室長)

本計画を手に取る人のために、制度の改正があることと、引き続き市町村が責任を持って行う取組があることについて、1ページ「1 背景」や「2 計画の位置付け」等に説明を入れた方が良い。

(担当課3：神頭健康づくり部参事兼保険年金課長)

制度が改正となって、今後国保の保健事業については市町村が管理していくものであることについて記述を加えたい。

(重岡危機管理監)

概要版は作成するのか。

(担当課3：神頭健康づくり部参事兼保険年金課長)

概要版は作成していない。今回配布した概要は本会議のために作成したものである。

(重岡危機管理監)

どこが変わったか、どこが新しい事業か、本市の新しい課題等が明らかになるよう、概要版を作成することも含めて検討してほしい。

(澤田都市建設部長)

そもそもデータヘルス計画が何のためにあり、何を定めるものなのか、2章を読み込めば分かるが、計画書の最初にある概要からも読み取れるようにした方が良い。

(神田公室長)

重岡危機管理監と澤田都市建設部長の指摘は、概要版や市民の説明段階でも反映することができる。

【結果】

指標の見直し、表記の修正、制度改正に関する補足、元号表記の修正を行う。
内容、施策は原案のまま庁議に諮る。

【議題】

4 朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について

【説明】

(担当課4：長島みどり公園課長)

今回、朝霞市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定する理由としては、平成27年に施行された都市農業振興基本法において、防災、良好な景観の形成、都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされ、また、都市農業基本法に基づき平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを転換することとされた。

これを受け、平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、生産緑地法第3条に定める生産緑地地区の区域の規模500平方メートル以上を市町村は地域の土地利用の実情に応じ、政令に定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を定めることができることとなった。

このため、良好な緑地環境を保全するとともに、都市農業の振興に資するため、生産緑地地区の区域の規模に関する条例を新たに制定したいと考えている。

生産緑地法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模については、政令に定める基準は300平方メートル以上500平方メートル未満であるが、本市では下限面積であります300㎡以上としたいと考えている。

なお、条例案については、農業委員会、緑化推進会議、都市計画審議会において意見聴取を行ったが、いづれにおいても原案のとおりと回答をいただいている。

今後の予定につきましては、次回の定例議会に議案として提出させていただき、条例が制定されたのちには、農業委員会の協力のもと、農業従事者の方に周知を図りながら、市の広報、ホームページを活用して周知したいと考えている。また、毎年、5月下旬頃から生産緑地地区の追加指定の申請を受け付けしているが、今年の申請からこの条例案が適用できるようにしたいと考えている。

埼玉県内の条例の制定状況は、さいたま市が昨年12月に条例を制定しており、越谷市、川口市が本市と同様に制定を考えていると聞いている。

【意見等】

(佐藤水道部長)

この条例で対象となる土地はどれくらい増えるのか。

(担当課4：長島みどり公園課長)

農業委員会に確認したところ、300平方メートル以上、500平方メートル未満の農地は市内に約6ヘクタールあるとのことだった。

(宮村市民環境部長)

全ての人が申請するとは思えないが、影響額はどれくらいになると見込んでいるか。

(担当課4：長島みどり公園課長)

現在、生産緑地に指定しているのは対象の66パーセントである。今回新しく対象になる6ヘクタールに66パーセントをかけると、約4ヘクタールとなる。この4ヘクタールが新たに農地から生産緑地に指定されると想定している。現在の宅地並み課税は、年間で1平方メートルあたり約662円である。生産緑地に指定されると、年間で1平方メートルあたり1.1円になり、先ほどの4ヘクタールとかけると2,643万8千円が減額になると推計している。

(神田市長公室長)

区域という言葉が入っているが、元々生産緑地は地区という一団地としての判断だったと思うが、道路付けの問題、区画のとり方の問題等の基準や手続きについて何か変更する部分はあるのか。

(担当課4：長島みどり公園課長)

朝霞市では平成24年に追加指定に関する基本方針を定めているので、その基準に従って今後も生産緑地の指定をしていこうと考えている。

(澤田都市建設部長)

一団地をどうみなすかについては、国土交通省が作成した資料に、法改正ではなく運用改善という形で、同一または隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能と記されている。当市でどのように対応できるか検討中である。

(佐藤水道部長)

複数人が合わせて300平方メートルを有している場合は対象にならないのか。

(担当課4：長島みどり公園課長)

所有者の要件は特に決まっていないので、複数人で所有していても問題ない。

(澤田都市建設部長)

農地の規模が要件を満たしていれば、申請者は連名になるが申請できる。

(担当課 4：長島みどり公園課長)

所有者が欠けて、300平方メートルを下回ってしまうと道連れ解除となってしまう。

(三田福祉部長)

その場合、近隣の農地を新たに加え、300平方メートル以上で再申請すれば道連れ解除は免れるのか。

(担当課 4：長島みどり公園課長)

免れる。6メートル道路以内で生産緑地指定されていれば一団地として認められ、道連れ解除にはならない。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】